

## ウェブ会議システム等の利用に係る同意書

金沢弁護士会紛争解決センター（以下「紛争解決センター」といいます。）が実施する和解あっせん手続の期日（以下「期日」といいます。）に、ウェブ会議システム又は電話（以下「ウェブ会議システム等」といいます。）を利用して出席するにあたって、以下の事項に同意していただく必要があります。内容をご確認のうえ、同意いただけましたら、下記の「同意書」に署名及びご捺印をお願いいたします。

- 1 和解あっせん手続は、非公開の手続であり、秘密が守られなければなりません。そのため、ウェブ会議システム等を利用して期日に出席した場合、利用者は、次の各号の内容を遵守していただく必要があります。
  - (1) 理由の如何にかかわらず、和解手続等に関する画面、音声、映像等を録音、録画、撮影等することは禁止されています。
  - (2) 和解あっせん手続について、第三者が同席すること（ウェブ会議システム等の内容を見聞きできる範囲に第三者を居させることを含みます）は禁止されています。ただし、利用者が単独でウェブ会議システム等を利用することが難しい場合など、やむを得ない事由があつて、事前に紛争解決センター又はあっせん人予定者若しくはあっせん人（以下「あっせん人予定者等」といいます。）が承諾している場合は、この限りではありません。
  - (3) 紛争解決センター又はあっせん人予定者等から、ウェブ会議システムの利用に必要な URL やパスワードなどの情報をお知らせする場合がありますが、利用者は当該情報を適切に管理する必要があり、第三者に開示することは禁止されています。ただし、利用者が単独でウェブ会議システムを利用することが難しい場合など、やむを得ない事由があつて、事前に紛争解決センター又はあっせん人予定者等が承諾している場合は、この限りではありません。
- 2 利用者が、前各号に違反した場合には、仲裁人予定者等は、直ちに和解あっせん手続を終了させることができます。また、金沢弁護士会、あっせん人予定者等又は相手方当事者等に損害が発生した場合は、利用者は当該損害を賠償する責任を負います。
- 3 金沢弁護士会、あっせん人予定者等は、和解あっせん手続でのウェブ会議システム等の利用に関連して発生した損害について、一切責任を負うものではなく、その損害を賠償するものではありません。

---

同意書

私は、上記「ウェブ会議システム等の利用に係る同意書」の内容に同意します。

年 月 日

署名（自筆）

㊞